

指針の見直し案に「意見を

一人一人が人権尊重に理解

子どもや高齢者、障がい者などへの差別、学校や職場でのいじめ問題など、人権に関わる問題は依然として起きています。近年では、インターネットや携帯電話の普及で、他人に対する誹謗中傷や有害な情報の掲載など、新たな人権問題も生じています。「人権施策推進指針」は、さまざまな人権問題に取り組むため、人権教育や啓発に関する取り組みの総合的、効果的な推進を図るための指針です。

ここでは、来年度から平成29年度までの「人権施策推進指針」の内容(案)をお知らせし、皆さんからの意見を募集します。

■基本的な視点

共に支え合う共生社会のまち

市では、市民へのアンケート調査を行い、人権の各分野に関する課題や必要な取り組みについて伺いました。市民の関心が高い人権分野は「子ども」「高齢者」「障がい者」です。身近な対象への関心は高いものの、前回指針の調査時に比べ、市民の人権に対する関心は低下している傾向にあります。

今後は、さらなる社会環境の変化から、これまで以上に人権に関する問題が、多種多様化、複雑化するこ

とが懸念されます。個人が持つ当たり前の権利について、誰もが理解し、尊重することが必要です。

前回の指針では、「人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に支え合う共生社会」を目指してまいりました。この考え方は、人が生きていく上で最も重要な考えであり、継承すべきものです。本指針でも、この考えを尊重し、明確な理念の言葉として「一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、共に支え合う共生社会のまち恵那」と定めます。

指針の策定は、市役所内の各部署

◆四つの基本的な視点

の代表で構成する「市人権施策推進会議」「人権教育委員会・人権啓発部会」で協議してきました。さらに、市民

に調査を行って、人権に関する課題や今後の方策について意見を聞きま

誰もが共存できる社会づくり

- 互いの異なる意見や考え方、生き方の違いを理解し、認め合える社会の実現を図る。
- 多様性を受容できる社会をつくり、差別のない共生社会を目指す。

人権意識の醸成

- 人間の尊厳の大切さを認識し、人権問題について知識としての理解のみならず、人権尊重の理念について理解を深めていく。
- 人権感覚を育み、生涯におけるあらゆる場面において、生かすことができるよう意識の醸成を図る。

支援体制の充実

- 人権侵害を未然に防ぐことその他、被害者への人権問題に関する相談や支援の充実を図る。
- 相談機関相互における情報共有や相談員、人権に関わりある分野への業務従事者の資質向上に努める。

生活環境の整備

- 家庭や地域社会において、安心して暮らすことは、個人が持つ当然の権利。あらゆる機会や事態に対応し、安全で安心して暮らせる環境づくりを目指す。

◇取り組みの内容◇

《女性の権利》

- 男女共に働きながら、家庭生活や地域活動に携われる環境の整備。男女共同参画の周知や啓発。

《子どもの権利》

- 子育て支援や虐待防止、いじめや不登校などに対する取り組みの推進。

《高齢者の権利》

- 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備。保健福祉サービスの充実。

《障がい者の権利》

- 障がいについての理解の促進。地域の中で自立した生活への支援。

《同和問題》

- 憲法で保障された基本的人権課題として、認識や理解を深める。えせ同和行為の根絶。

《インターネットによる人権侵害》

- 利用者自身の責任や人権侵害行為への認識。情報倫理の理解と教育の充実。

《外国人の権利》

- 異文化理解を深めるための教育や啓発。相談体制の充実。

《感染症患者などの権利》

- 人権に配慮した保健医療の推進。生活の保持。病気などに関する知識や理解の普及と啓発。

《刑を終えて出所した人の権利》

- 社会復帰の助けとなる相談支援体制の充実。

指針(案)にご意見を

市では、市民の皆さんの意見を計画に反映させるため、第2次市人権施策推進指針(案)についての意見を募集します。

この計画案は、社会福祉課や市中央図書館、市役所本庁舎情報公開コーナー(本庁舎3階)や各振興事務所で閲覧できます。閲覧期間は、意見募集期間と同じです。また市ウェブサイト(<http://www.city.ena.lg.jp/>)にも掲載しています。

- 募集期間 1月25日(金)～2月8日(金)
- 募集方法 本紙に折り込みの広報直通便やファクス、電子メールなどで、①氏名②住所③連絡先(電話番号)一を明記してお寄せください。見出しは、「人権指針」としてください。
- 申・問 社会福祉課 ☎509-7292 (住所不要)
- ☎26-2111 (内線131) ☎25-7294
- ✉syakaifukushi@city.ena.lg.jp



▲中学生の福祉学習として開催された人権コンサート

指針では、「人権意識の醸成」「誰もが共存できる社会づくり」「生活環境の整備」「支援体制の充実」の四つの基本的な視点で、基本的施策と分野別施策を推進していきます。

■基本的施策の推進

教育や啓発など体制を充実

- 学校や家庭、地域、職場などあらゆる機会を通じて、教育や啓発などを行い、人権意識を育んでいきます。
- ◇取り組みの内容◇
- 《人権教育の推進》
- 学校などでの人権教育の推進
- 社会教育や生涯学習を通じた人権教育の推進

■各種分野別の人権推進

九つの分野で取り組みを展開

各分野に特化した取り組みを展開します。人権問題を早期に解決するために、九つの分野で指針をまとめ